

著作権法について

著作物には著作権があり、図書館ではこの著作権法に準じて複写を許可します。
図書館に関する著作権法の条文は下記のとおりです。

著作権法第31条（図書館等における複製）

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

「一部分」とは、少なくとも著作物全体の半分以下と解釈されています。100ページの単行本の小説であれば、50ページまでは複写しても良いこととなります。短篇小说や詩集などの編集著作物であれば、そこに掲載された短篇なり詩なりの個々の著作物の半分以下になります。